

議案第 83 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和
43年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施
設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。